

はじめに

警察施設は、建物と交通安全施設（インフラ）に大別され、さらに建物は、施設規模や財産目的で細分すると、本部庁舎及び警察署、交番及び駐在所、待機宿舎の3つに区分される。したがって、本計画は、区分ごとの整備計画とし、建物の3編と交通安全施設を合わせた4編構成とする。

本計画は、平成27年11月策定の「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（以下「FM基本方針」という。）」に示された各施設ごとの取組方針を定めた計画「施設類型別計画」と位置づけ、警察活動の基盤となる警察施設を最適な状態で維持、管理及び運営するための計画とする。

なお、待機宿舎は、「大阪府警察待機宿舎整備基本計画（整備期間は平成35年度まで）」に基づき、FM基本方針に先行して、待機宿舎の整理統廃合を推進していることから、その一部を修正（長寿命化への取組の追加等）し「施設類型別計画」として位置づける。

平成28年9月
大阪府警察

